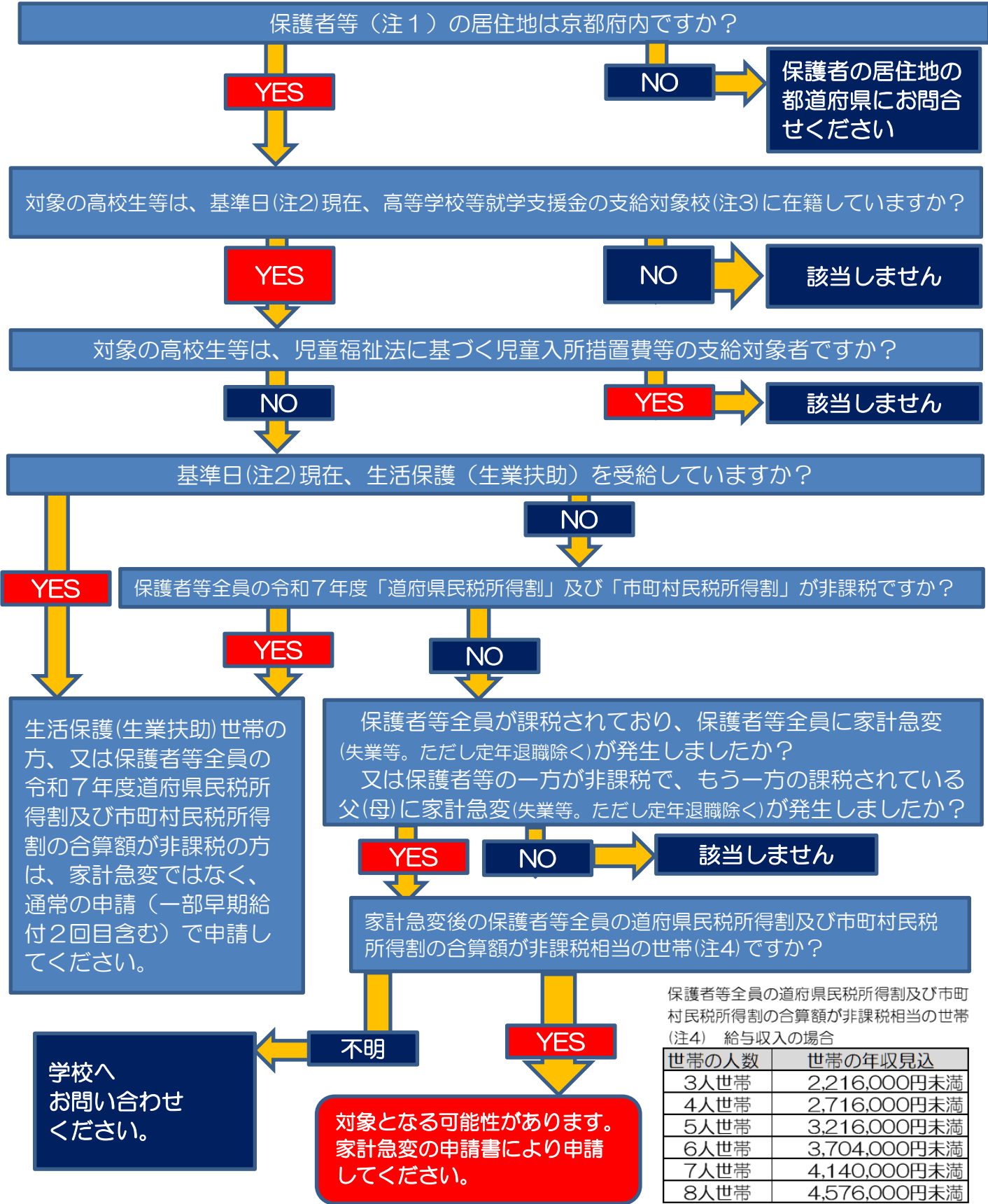


京都府奨学のための給付金 対象確認シート  
(家計急変の対象となることの確認)

家計急変



(注1) 保護者とは、親権を行う者（親権を行う者がいないときは、未成年後見人）となります。  
(注2) 基準日とは、7月1日又は家計急変発生日等  
(注3) 特別支援学校の高等部は対象外です。また、条件によっては給付対象とならない場合があります。